

令和6年10月より児童手当制度の改正

支給額の例（こどもが4人の場合）※多子加算のカウント方法

令和6年 9月分まで (拡充前)	こどもの年齢	20歳	16歳	12歳	6歳
	児童の数え方	算定対象外	第1子	第2子	第3子
	支給月額	支給対象外	支給対象外	10,000円	15,000円



令和6年 10月分から (拡充後)	こどもの年齢	20歳	16歳	12歳	6歳
	児童の数え方	第1子	第2子	第3子	第4子
	支給月額	支給対象外	10,000円	30,000円	30,000円

【大学生年代のお子さんがある方】

「大学生年代」の子の生活費等の経済的負担をしている場合で、0歳から「大学生年代」の子を含めてカウントすると子の人数が3人以上となる場合(上記支給額の例参照)には、『監護相当・生計費の負担についての確認書』を提出することで、多子加算の増額が適用されます。

※「大学生年代」の子を含めた人数が3人以上とならない場合は『監護相当・生計費の負担についての確認書』は必要ありません。

申請の要否について

(1) 現在、児童手当等を受給している方

現在、中学生以下の児童を養育しており児童手当を受給している方のうち、所得制限により特例給付(一律5,000円)を受けている方、または高校生年代までの児童を合わせて3子以上養育し、多子加算を受けている方は、9月末日まで養育状況に変更がない限り、**お手続きは不要です**。令和6年10月分(令和6年12月期支給分)より児童手当の額が変更となり、令和6年12月期支給までに、額改定通知書を送付いたします。通知書のご確認をお願いいたします。

ただし、下記に該当する方は申請が必要です。

	該当要件	必要な手続き
A	大学生年代(18歳年度末以降22歳年度末前)がおり、大学生年代を含めて3人以上の児童を養育している方	大学生年代の子についての 「 監護相当・生計費の負担についての確認書 」
B	多子加算を受けておらず、高校生年代の子を養育している方	高校生年代の子についての「 額改定届 」 ※児童と別居の場合は「 別居監護申立書 」

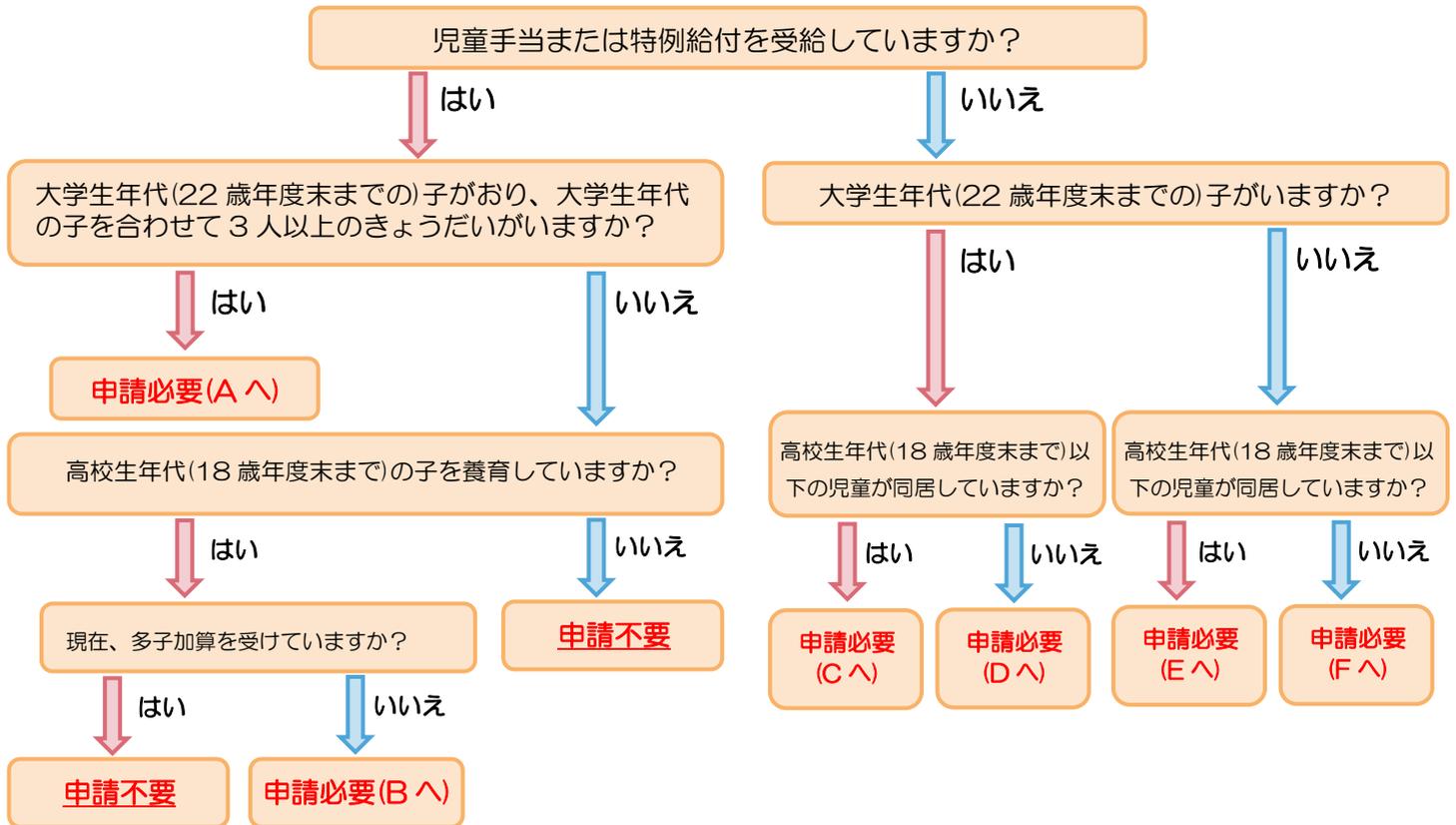
(2) 現在、児童手当等を受給していない方

現在、高校生以下の児童を養育しており児童手当を受給していない方は申請が必要です。

	該当要件	必要な手続き
C	大学生年代の子がおり、高校生以下児童と同居している方	「 児童手当 認定請求書 」 大学年代の子についての 「 監護相当・生計費の負担についての確認書 」
D	大学生年代の子がおり、高校生以下児童と別居している方	「 児童手当 認定請求書 」 ※別居児童についての「 別居看護申立書 」 大学生年代の子についての 「 監護相当・生計費の負担についての確認書 」
E	高校生児童のみ養育しており、児童と同居している方	「 児童手当 認定請求書 」
F	高校生児童のみ養育しており、児童と別居している方	「 児童手当 認定請求書 」 ※別居児童についての「 別居看護申立書 」

次ページよりお手続きの要否についてフローチャートを用意しましたので、ご活用ください。

申請の要否について



請求者(申請が可能な方)について

- ・夫婦の場合、原則として恒常的に所得の高い方(生計中心者)が手当の受給資格者(請求者)になります。
 - ※1 父母以外(祖父母など)が児童を養育している場合は、別途申請が必要です。
 - ※2 離婚協議中や配偶者からのDV被害等により、配偶者と別居している場合は、児童と同居している方が申請できる場合があります、状況により提出する書類が異なります。
 - ※1※2に該当する方は、子育て・障害福祉課窓口またはお電話にてご相談ください。

申請受付期間について

- ・令和6年9月末 ~ 令和6年10月23日(水)まで
期限内までに申請があった分は、令和6年12月に支給が可能です。
 - ※申請期限を過ぎた後も、令和7年3月31日(月)まで申請を受付いたします。令和7年3月31日までにしんせいがあった分については、令和6年10月分からさかのぼって支給ができますが、支給月は遅れますのでご了承ください。
 - ※令和7年4月1日(火)以降の申請は申請月の翌月からの支給開始となりますので、お早めにお手続きしていただきますようお願いいたします。

申請書類の送付先・お問い合わせ先について

〒907-8503
沖縄県石垣市美崎町11番地1
竹富町役場こども未来課子育て・障害福祉係 児童手当担当
電話：0980-87-0089
FAX：0980-82-3745
E-MAIL：kodomomirai@town.taketomi.okinawa.jp

